

全建労発第 2号

平成23年4月4日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会

会長 浅沼 健一

建設雇用改善計画（第八次）の策定及び実施について

この度の東日本大震災において、甚大な被害を被られた貴協会並びに傘下会員企業に対し衷心よりお見舞い申し上げます。

ところで、厚生労働省より別添のとおり「建設雇用計画（第八次）の策定及び実施について」協力依頼がありました。

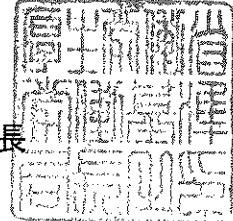
つきましては、このような建設雇用改善計画の実施において困難な状況ではありますが、貴協会傘下会員に対し、同計画の建設労働対策の推進にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上

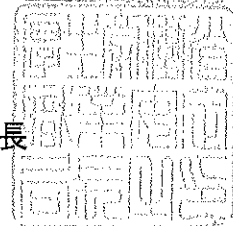
基 発 0329 第 7 号
職 発 0329 第 5 号
能 発 0329 第 3 号
雇 児 発 0329 第 4 号
平成 23 年 3 月 29 日

(社)全国建設業協会 会長 殿

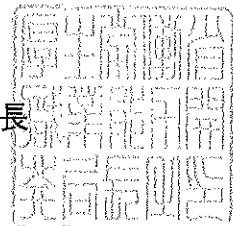
厚生労働省労働基準局長



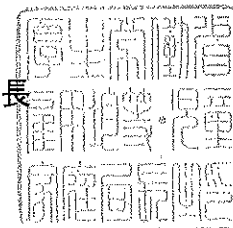
厚生労働省職業安定局長



厚生労働省職業能力開発局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



建設雇用改善計画(第八次)の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画(第八次)(平成23年度～平成27年度)を別添のとおり策定し、本日付け厚生労働省告示第81号をもって告示されたところです。

厚生労働省といたしましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進する所存ですので、この計画の趣旨について貴団体会員の御理解が得られるよう御配慮をお願いするとともに、今後の建設労働対策の推進に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。